

目 次

条 例

- 4 新潟県自治会館条例の一部を改正する条例 1

条 例

新潟県自治会館条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

令和 4 年 5 月 27 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小 林 則 幸

新潟県市町村総合事務組合条例第 4 号

新潟県自治会館条例の一部を改正する条例

新潟県自治会館条例（平成 18 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第 7 条関係）					別表（第 7 条関係）				
(1) 施設等使用料					(1) 施設等使用料				
ア (略)					ア (略)				
イ 付属設備使用料 (単位：円)					イ 付属設備使用料 (単位：円)				
設備名	午 前 午前 9 時～ 午前 12 時	午 後 午後 1 時～ 午後 5 時	全 日 午前 9 時～ 午後 5 時	夜 間 午後 6 時～ 午後 9 時	設備名	午 前 午前 9 時～ 午前 12 時	午 後 午後 1 時～ 午後 5 時	全 日 午前 9 時～ 午後 5 時	夜 間 午後 6 時～ 午後 9 時
(略)					(略)				
マイクシ ステムユ ニット	(略)				マイクシ ステムユ ニット	(略)			
Web 会議 システム	<u>1,500</u>	<u>1,500</u>	<u>3,000</u>	<u>1,500</u>	Web 会議 システム				
テーブル クロス (1 枚に つき)	(略)				テーブル クロス (1 枚に つき)	(略)			
ウ・エ (略)					ウ・エ (略)				
(2) (略)					(2) (略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料等について適用し、施行日以後の使用料等で前納するものについても同様とする。